

○国土交通省告示第二百五十七号

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の施行に伴い、海上運送法に基づく安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証に関する省令（令和六年国土交通省令第四十三号）第八条及び第九条の規定（これらの規定を第十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十条第三号の規定に基づき、海上運送法に基づく安全統括管理者試験及び運航管理者試験の内容及び方法の基準等を定める告示を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

海上運送法に基づく安全統括管理者試験及び運航管理者試験の内容及び方法の基準等を定める告示

第一条 海上運送法に基づく安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証に関する省令（以下「省令」という。）第八条の告示で定める科目は、別表第一のとおりとする。

第二条 省令第九条の告示で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 安全統括管理者試験の期日（当該安全統括管理者試験を随時実施する場合には、その旨）
- 二 安全統括管理者試験を行う場所（電子計算機その他の機器（第六条第三号及び第四号において「電子計算機等」という。）を使用する方法により任意の場所から受験できる場合には、その旨

三 省令第十条第一項又は第二項に規定する申請書の提出期限

四 安全統括管理者試験の実施方法（第六条第三号に規定する方法のうち国土交通大臣又は指定試験機関が選択したものをいう。）

第三条 省令第十七条において準用する省令第八条の告示で定める科目は、別表第二のとおりとする。

第四条 第二条の規定は、省令第十七条において準用する省令第九条の告示で定める事項について準用する。この場合において、第二条第三号中「省令第十条第一項又は第二項」とあるのは、「省令第十七条において準用する省令第十条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

第五条 省令第二十条第三号の告示で定める内容の基準は、次のとおりとする。

一 安全統括管理者試験及び運航管理者試験（以下この条及び次条において「試験」という。）の問題の内容は、次のイからへまでに掲げる当該試験の区分に応じ、当該イからへまでに掲げる知識及び能力を有することを適切に評価するために最低限必要なものであること。

イ 総合安全統括管理者試験 旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶その他事業の態様にかかわらず、当該事業における安全統括管理者の職務に関し共通して必要なもの

ロ 大型船舶安全統括管理者試験 小型船舶以外の船舶のみをその用に供する旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶その他事業の態様にかかわらず、当該事業における安全統括管理者の職務に関し共通して必要なもの

ハ 小型船舶安全統括管理者試験 小型船舶のみをその用に供する旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶その他事業の態様にかかわらず、当該事業における安全統括管理者の職務に関し共通して必要なもの

ニ 総合運航管理者試験 旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶その他事業の態様にかかわらず、当該事業の用に供する船舶に係る運航管理者の職務に関し共通して必要なもの

ホ 大型船舶運航管理者試験 旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶その他事業の態様にかかわらず、当該事業の用に供する小型船舶以外の船舶に係る運航管理者の職務に関し共通して必要なもの

ヘ 小型船舶運航管理者試験 旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶その他事業の態様にかかわらず、当該事業の用に供する小型船舶に係る運航管理者の職務に関し共通して必要なもの

二 試験の問題の数は、前号の評価のために必要最小限、かつ、十分なものであること。

三 試験の問題ごとの配点は、なるべく均等にすること。

四 試験の時間は、第一号の評価のために必要最小限、かつ、十分なものであること。

第六条 省令第二十条第三号の告示で定める方法の基準は、次のとおりとする。

一 試験は、毎年少なくとも二回行うこと。ただし、国土交通大臣が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

二 試験の出題に当たっては、当該試験に出題される内容が事前に特定されることのないよう、前条第二号の規定により設けられた問題の数を相当数上回る数の問題を事前に用意するとともに、問題が適切に選択されるものであること。

三 試験は、筆記の方法又は電子計算機等を使用する方法により行うものであること。

四 電子計算機等を使用する方法により試験を行う場合において、当該試験に用いる電子計算機等の故障対応及び操作方法の説明等に備え、直ちに技術的援助がされるものであること。

五 試験に関する不正行為を防止するため、次に掲げる措置が講じられるものであること。

イ 本人確認の措置その他の不正行為を防止するために必要な措置

ロ 自己又は他人のため、不正な方法により当該試験を受け、又は受けようとした者に対して、その受験を停止させ、又はその試験を無効とする措置

六 離島その他受験の機会を確保するために特別の配慮を必要とする認められる区域に在住する者に対し、適正かつ合理的な範囲内において、試験の実施場所の確保その他の便宜の提供が行われるものであること。

七 前各号に掲げるもののほか、公正性及び公平性の観点から適当と認められる方法により試験を行うものであること。

別表第一（第一条関係）

試験の区分	科目
1 総合安全統括管理者試験	<p>1 輸送の安全の確保に関する科目</p> <p>2 大型船舶の運航に関する科目</p> <p>一 水上交通に関する基礎</p> <p>二 気象、海象その他の事情及び運航の可否に係る判断</p> <p>三 航海の安全の確保</p> <p>3 小型船舶の運航に関する科目</p> <p>一 水上交通に関する基礎</p> <p>二 気象、海象その他の事情及び運航の可否に係る判断</p> <p>三 航海の安全の確保</p> <p>4 大型船舶の施設及び船員に関する科目</p> <p>一 船体及び設備</p> <p>二 船員の配置及び教育訓練</p>

<p>2 大型船舶安全統括管理者試験</p>	
<p>5 小型船舶の施設及び船員に関する科目 一 船体及び設備 二 船員の配置及び教育訓練</p>	<p>1 輸送の安全の確保に関する科目 2 大型船舶の運航に関する科目 一 水上交通に関する基礎 二 気象、海象その他の事情及び運航の可否に係る判断 三 航海の安全の確保 3 大型船舶の施設及び船員に関する科目 一 船体及び設備 二 船員の配置及び教育訓練</p>
<p>3 小型船舶安全統括管理者試験</p>	<p>1 輸送の安全の確保に関する科目 2 小型船舶の運航に関する科目 一 水上交通に関する基礎 二 気象、海象その他の事情及び運航の可否</p>

備考

	<p>に係る判断</p> <p>三 航海の安全の確保</p> <p>3 小型船舶の施設及び船員に関する科目</p> <p>一 船体及び設備</p> <p>二 船員の配置及び教育訓練</p>
--	--

- 1 大型船舶安全統括管理者試験の合格者が総合安全統括管理者試験を受ける場合の科目は、この表に掲げる科目から、大型船舶の運航に関する科目及び大型船舶の施設及び船員に関する科目を除いたものとすることができる。
- 2 小型船舶安全統括管理者試験の合格者が総合安全統括管理者試験を受ける場合の科目は、この表に掲げる科目から、小型船舶の運航に関する科目及び小型船舶の施設及び船員に関する科目を除いたものとすることができる。

別表第二（第三条関係）

	試験の区分
1 総合運航管理者試験	1 輸送の安全の確保に関する科目

試験の区分

科目

- 2 大型船舶の運航に関する科目
  - 一 水上交通に関する基礎
  - 二 気象、海象その他の事情及び運航の可否に係る判断
  - 三 航海の安全の確保
- 3 小型船舶の運航に関する科目
  - 一 水上交通に関する基礎
  - 二 気象、海象その他の事情及び運航の可否に係る判断
  - 三 航海の安全の確保
- 4 大型船舶の施設及び船員に関する科目
  - 一 船体及び設備
  - 二 船員の配置及び教育訓練
- 5 小型船舶の施設及び船員に関する科目
  - 一 船体及び設備
  - 二 船員の配置及び教育訓練

<p>2 大型船舶運航管理者試験</p>	<p>3 小型船舶運航管理者試験</p>
<p>1 輸送の安全の確保に関する科目</p> <p>2 大型船舶の運航に関する科目</p> <p>一 水上交通に関する基礎</p> <p>二 気象、海象その他の事情及び運航の可否に係る判断</p> <p>三 航海の安全の確保</p> <p>3 大型船舶の施設及び船員に関する科目</p> <p>一 船体及び設備</p> <p>二 船員の配置及び教育訓練</p>	<p>1 輸送の安全の確保に関する科目</p> <p>2 小型船舶の運航に関する科目</p> <p>一 水上交通に関する基礎</p> <p>二 気象、海象その他の事情及び運航の可否に係る判断</p> <p>三 航海の安全の確保</p> <p>3 小型船舶の施設及び船員に関する科目</p>

備考

一 船体及び設備  
二 船員の配置及び教育訓練

1 大型船舶運航管理者試験の合格者が総合運航管理者試験を受ける場合の科目は、この表に掲げる科目から、大型船舶の運航に関する科目及び大型船舶の施設及び船員に関する科目を除いたものとするができる。

2 小型船舶運航管理者試験の合格者が総合運航管理者試験を受ける場合の科目は、この表に掲げる科目から、小型船舶の運航に関する科目及び小型船舶の施設及び船員に関する科目を除いたものとするができる。

## 附 則

この告示の施行の日から海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第五条第一号の規定の適用については、これらの規定中「旅客運送船舶運航事業」とあるのは、「人の運送をする船舶運航事業」とする。